

篠山市マスコットキャラクターの使用に関する要綱

平成22年4月30日

要綱第35号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市のマスコットキャラクター「まるいの」(以下「マスコット」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「マスコット」とは、市が定めたマスコットキャラクターの基本デザイン及び市長が別に定めるその展開デザインのことをいう。

(使用許可の申請等)

第3条 マスコットを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめマスコット使用許可申請書(様式第1号)に必要書類を添付して、市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体又は公共的団体が使用するとき。
- (2) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めたとき。

(使用の許可)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、マスコット使用許可通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(使用の不許可)

第5条 市長は、第2条の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、マスコット使用不許可通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 市の正しい理解の妨げになり、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) マスコットを正しい使用方法に従って使用せず、又は使用しないおそれのあるとき。
- (6) その他市長がマスコットの使用について不適当と認めたとき。

(使用料)

第6条 マスコットの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 マスコットの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (2) マスコットの使用に関する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 市が定めた色、形状、形式等に沿って正しく使用すること。
- (4) 市のマスコットであることを明記すること。
- (5) 当該使用に係る物件の完成見本を事前に市長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって完成見本の提出に代えることができる。

(許可内容の変更)

第8条 使用者は、許可された内容を変更しようとするときは、あらかじめマスコット使用変更許可申請書(様式第4号)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときはマスコット使用変更許可通知書(様式第5号)により、認めないときはマスコット使用変更不許可通知書(様式第6号)により使用者に通知するものとする。

(許可の取消し)

第9条 市長は、使用者がこの要綱に違反したときは、マスコット使用許可取消通知書(様式第7号)によりその許可を取り消すことができる。

2 市は、前項の規定による許可の取消しにより使用者に損害が生じても賠償する責を一切負わない。

(市の責任)

第10条 市は、マスコットの使用により使用者が被害を被ったとき、又は使用者が第三者に被害を与えたときは、その責を一切負わない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。